令和８年１１月４日学生支援部会承認

学生団体の公認等に係る基本方針

本学が、学生の団体結成又は団体の継続を承認する場合には、次の事項に該当する団体を学生支援部会の審議を経て承認するものとする。

１．学生の課外活動にふさわしい内容と、教育・研究という大学の目的に沿った団体であること。
２．複数の学年の学部学生５名（留学・休学中の者を除く。）以上で構成され、かつ、その構成員が複数の学部又は複数の言語・地域にわたっていること。
３．学部で開講される授業科目を担当する常勤教員が顧問として置かれていること。ただし、特定外国語教員を除く。
なお、１人の教員に認められる顧問の兼任は３団体までである。
４．特定の政党を支持又は反対するための政治活動や、特定の宗教の宗教加入活動及び特定の宗教団体に関わる活動を行わない団体であること。
５．活動にあたり、法令、本学の規程等及び社会規範を遵守するとともに、本学の教育研究環境及び学内の安全秩序並びに信用及び名誉を損なうことのない団体であること。
６．その構成員がいかなる差別、ハラスメント及び人権侵害も行わず、かつ容認することなく、他者の人格及び尊厳を尊重する団体であること。
７．運営及び経理に関して主体性を保持し、外部の個人又は団体による不当な関与又は支配を受けない団体であること。
８．第４号、第５号、第６号及び第７号に反する行為が団体の活動として行われ、又は団体の活動に関連して生じた場合には、当該団体はその責任を負い、必要に応じて公認の取消し等の措置を受けることがある。また、提出書類への虚偽の記載又は活動実績等に関する虚偽の報告があった場合も、同様とする。公認の取消し等の措置は、学生支援部会の議を経て決定する。
９．既存団体に類似していない団体であること。
１０．団体結成の申請が承認された年度から３年間は同好会とする。
１１．同好会として３年間継続して活動実績がある団体が、継続の申請を承認された場合、公認団体とする。
１２．団体として活動を継続する場合は、毎年度、定められた期間に継続申請を行うこと。
１３．既存の公認団体が第２項を満たすことができない状態が３年を超えて続いた場合、解散とする。
１４．大学が課している必要な申請は定められた期日までに行うこと。必要な申請を行わない団体については、次年度以降の継続を承認しないことがある。